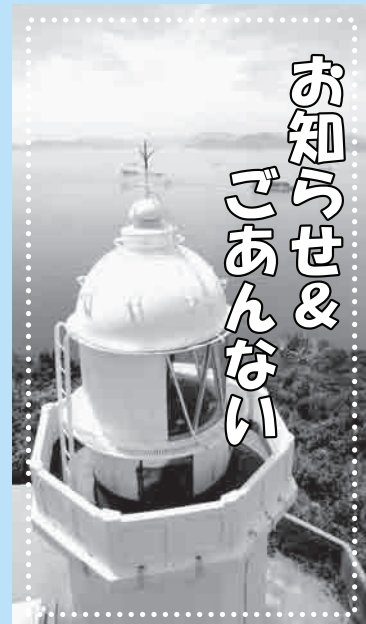


お知らせ & ごあんない



お知らせ

無料法律相談

憲法週間行事の一環として、無料法律相談を実施します。

■日時 5月7日(水) 午前10時～午後3時まで
■場所 今治市常盤町4-5-3 松山地方裁判所今治支部

■担当者 弁護士 弁護士

■主催者 愛媛弁護士会今治支部

■その他 午前8時30分～受付

※事前予約は受け付けておりません。

■問合せ先 松山地方裁判所今治支部庶務課

TEL 089812310010

自動車(県税)の減免申請について5月20日は上島町で受付

障害のある方の自動車で、減免の条件に該当する場合、申請により自動車税の減免を受けることができます。必要書類や減免の条件等についてはお問合せください。

なお、自動車税の減免は、自動車・軽自動車のうちどちらか一台のみが対象になります。

■申請受付期間 4月1日(火)～5月26日(月)

■申請及び問合せ先

減免手続きに関するご質問はこちらにお問合せいただくか、愛媛県のホームページをご覧ください。

◆東予地方局課税課 自動車税係(西条市喜多川796-1)

TEL 089715611300 (内線226・227)
◆今治支局税務室収納管理グループ(今治市旭町1-4-9)

TEL 089812312500 (内線204・301)

※なお、今年度は今治支局税務室職員が、左記のとおり出張受付を行いますので、ご利用ください。

■出張受付日 平成26年5月20日(火)

会場(受付時間)

岩城総合支所(9時～12時)

弓削総合支所(14時～17時)

サイクルトレインの運行について

自転車をもそのまゝ列車に載せられる「サイクルトレイン」。

今年も、JR予土線(宇和島駅～窪川駅)とJR予讃線(松山駅～今治駅)で運行します。

サイクルトレインを活用して、美しい景色を車窓から楽しみ、沿線を自転車車で観光し、サイクルングの魅力を体感してみませんか。

○運行期間

・JR予土線…4月19日(土)～5月25日(日)、

9月20日(土)～11月3日(月)の土日祝

・JR予讃線…4月19日(土)～5月25日(日)、

9月14日(日)～11月24日(月)の土日祝

○問合せ先 県観光物産課

TEL 089191212492

平成26年狩猟等免許試験のご案内

上島町では、イノシシ等による農作物への被害が多発しており、捕獲隊(猟友会)の方が捕獲を行っています。人手が不足しているのが現状です。

農家の方、定年退職をされた方、休日なら活動できる町民の皆様、狩猟等免許を取得して捕獲に参加してみませんか?

町では、狩猟免許取得後に捕獲隊(猟友会)へ入会される方へは、狩猟免許取得・更新、猟銃の所持許可・更新、猟銃等の購入に係る費用を町が全額補助します。

新規に狩猟等免許試験(わな・猟銃・空気銃)

を受けられる方は、事前に予備講習(7月頃)を受け、狩猟等免許試験(8～9月頃)を受けることとなります。

受講料は、予備講習が7,500円及び振込手数料210円、狩猟等免許試験が5,200円(免許所持者で他の免許を取得する場合は、3,900円)の予定です。

受講を希望される方は、産業振興課(岩城・弓削)・建設課(魚島)の有害鳥獣係までお申込みください。

申し込みをされた方へは、講習日と試験日が決定(6月上旬頃)次第、ご連絡します。

■申込先 産業振興課(岩城) ☎ 7512500

産業振興課(弓削) ☎ 7712252

建設課(魚島) ☎ 7810011

■申込方法 電話又は来庁

■申込期限 平成26年5月20日(火)

募集

上島町観光協会会員募集

上島町観光協会では、ただいま新規会員の募集を行っています。

上島町観光協会は、観光を通して上島町の魅力を町内外に向けて発信し、また上島町の素晴らしい景観や文化を後世に伝えるために設立された団体です。事業所、団体および個人が入会可能で、平成25年9月の設立から現在まで、事業所会員96名、個人会員10名がメンバーです。

平成25年度の事業としては、観光モデルコースの作成とそのモニターツアーを行う「島のおもてなしプロジェクト」や、立石山への案内板設置のほか、フェイスブックページ「かみじま旅ガイド」運営などを進めています。平成26年度には、より広い事業を本格的に実施していく予定です。ぜひ皆さんも加入して、私たちとともに島の魅力を伝えるために一肌脱ぎませんか?

年会費 1口 2,000円(何口でも加入できます)

申し込みは、上島町観光協会(弓削港務所内) TEL 7219277 まで

平成26年度「ふれあい看護体験」参加者募集

看護週間行事として一日看護体験の参加者を募集しています。

■**応募方法** 往復はがきに「ふれあい看護体験参加希望」と明記の上、①住所、②氏名（フリガナ）、③年齢、④性別、⑤職業（学生は学校・学年）、⑥電話番号、⑦洋服・靴サイズ、⑧中学生・高校生の場合は許可の有無をご記入の上、各施設に直接申し込んでください。（中学生・高校生は学校の許可が必要です。）

■**応募締切** 4月25日（金）まで。

■**問合せ先** 各施設の受付・問合せ担当窓口まで。

5/14（水）

今治看護専門学校…〒794-0002

今治市別宮町7丁目3-2 専門課程第一看護学科

済生会今治第二病院…〒794-0054

今治市北日吉町1丁目7-43 病棟

5/15（木）

県立今治病院…〒794-0006

今治市石井町4丁目5-5 看護部

5/17（土）

済生会今治病院…〒799-1592

今治市喜田村7丁目1-6 看護部

小学生・高校生のための夏休み海外派遣 参加者募集

■**参加費** 25～65万円

■**対象** 小3～高3の方まで（※事業により異なる）

■**派遣先** 米国・英国・豪州・カナダ・サイパン・セブ・フィジー

■**内容** ホームステイ・ボランティア・文化交流・学校体験・英語研修・地域見学・野外活動など

■**日程** 7月25日（金）～8月17日（日）8～18日間（※事業により異なる）

■**問合せ先**（財）国際青少年研修協会

〒141-0031

東京都品川区西五反田7-15-4

TEL 03（6417）9721

FAX 03（6417）9724

E-Mail info@kskk.or.jp

URL http://www.kskk.or.jp

4月の潮汐表

日	潮	高 潮		低 潮		高 潮		低 潮	
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1（火）	大	—	—	12:03	352	6:06	16	18:19	-2
2（水）	大	0:31	372	12:38	339	6:45	33	18:55	3
3（木）	中	1:11	360	13:12	320	7:24	56	19:31	17
4（金）	中	1:53	340	13:46	297	8:03	83	20:08	37
5（土）	中	2:37	315	14:22	272	8:45	112	20:48	61
6（日）	小	3:27	290	15:03	247	9:33	139	21:34	87
7（月）	小	4:31	267	16:02	224	10:39	160	22:36	110
8（火）	小	5:56	255	17:41	212	—	—	12:24	166
9（水）	長	7:19	257	19:22	219	0:08	124	14:02	154
10（木）	若	8:19	267	20:28	238	1:41	122	14:54	134
11（金）	中	9:01	279	21:13	262	2:44	110	15:28	113
12（土）	中	9:34	292	21:50	288	3:28	96	15:56	90
13（日）	中	10:04	305	22:24	313	4:04	82	16:23	68
14（月）	大	10:33	317	22:57	335	4:38	70	16:50	46
15（火）	大	11:02	326	23:32	352	5:11	61	17:19	27
16（水）	大	11:33	332	—	—	5:44	57	17:51	12
17（木）	大	0:08	363	12:06	333	6:19	59	18:25	4
18（金）	中	0:46	367	12:42	328	6:57	66	19:02	3
19（土）	中	1:29	362	13:21	317	7:38	79	19:44	12
20（日）	中	2:16	349	14:06	301	8:25	95	20:31	28
21（月）	小	3:10	332	15:02	282	9:20	112	21:29	49
22（火）	小	4:16	315	16:15	266	10:29	124	22:40	69
23（水）	小	5:34	306	17:46	263	11:53	124	—	—
24（木）	長	6:51	307	19:13	278	0:06	80	13:15	109
25（金）	若	7:57	317	20:23	304	1:30	77	14:21	83
26（土）	中	8:52	329	21:20	332	2:40	66	15:14	55
27（日）	中	9:38	339	22:10	356	3:37	54	15:59	30
28（月）	中	10:20	344	22:55	372	4:26	48	16:40	12
29（火）	大	10:59	344	23:37	379	5:10	48	17:18	1
30（水）	大	11:35	338	—	—	5:51	55	17:55	-1

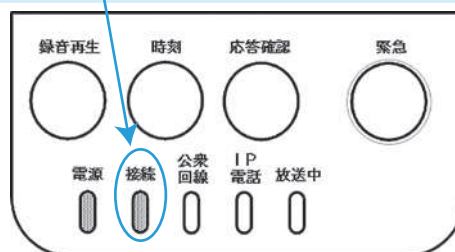
※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。
※この潮汐表は、（一財）日本水路協会から引用したものです。

IP告知端末機に関するお知らせ

放送が聞こえない・
ひかり電話が使えない
～「故障かな？」と思ったら～

『放送が聞こえない』『電話が使えない』など故障と思われる場合、下記の方法で復旧することがあります。

- ① IP告知端末機のコンセントを抜く
- ② IP告知端末機のコンセントを差し直す
※全てのコンセントを1つの電源タップ（延長コード）でまとめている場合は、電源タップの元を抜き差ししてください。
- ③ ②から約2分後、IP告知端末機の
接続ランプの点灯を確認



復旧しない場合は、役場総務課までご連絡ください。

弓削総合支所 総務課 TEL：0897-77-2500

生名総合支所 総務課 TEL：0897-76-3000

岩城総合支所 総務課 TEL：0897-75-2500

要保護・準要保護児童生徒の就学援助について

小・中学校の児童・生徒で経済的理由により就学が困難な保護者に対して、必要な援助を行い、義務教育を円滑に実施する制度です。

■対象者

上島町立の小・中学校に在学している児童・生徒の保護者で次のいずれかに該当する人

- 生活保護法に規定する保護の対象となっている人（教育扶助の範囲以外での援助となります。）
- 児童扶養手当の支給を受けている人
- 生活保護の停止又は廃止の決定を受けた人
- その他病気、災害、解雇など特別な事情により、経済的に就学に困っている人

■対象期間

年度内（4月1日～3月31日）※毎年度申請が必要です。

■申請期間

当初申請時期（6月上旬予定）

- 当初申請期限日までに申請受付された方は、4月以降に対象基準を満たした日からの対象になります。
- 当初申請期限日の翌日以降に申請受付された方は、申請受付日からの援助対象となります。

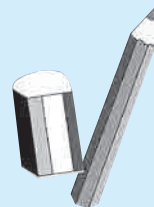
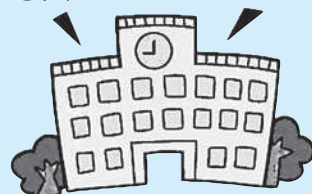
■申込方法

「就学援助希望申請書」に必要事項を記入の上、準要保護の認定基準に基づく各証明書等を添付し学校に提出してください。申請書は、学校又は上島町教育委員会及び各総合支所教育課にあります。

詳細につきましては、上島町教育委員会にお問合せください。



上島町教育委員会
TEL：77-2128



上島町スクールガード・リーダー紹介

上島町教育委員会では、全国各地で学校及び通学路における事件、事故等が多発して大きな問題となっている状況を踏まえ、子どもたちが安心して教育を受けられるよう、地域社会全体で学校安全に取り組むため、各地区にスクールガード・リーダーを委嘱しています。



魚島地区
関戸 勝由



弓削地区
光法 健



岩城地区
岡野 英二



生名地区
中本砂恵子

（職 務）

- （1）教育委員会が指定する区域内の学校の定期的な巡回指導
- （2）学校内の防犯対策（事故発生時の緊急対応、地域や関係機関との連携等）に関する指導及び助言
- （3）スクールガード・ボランティアへの指導及び助言
- （4）不審者対応訓練等における児童生徒への指導及び助言
- （5）その他学校安全対策全般に関する指導及び助言

平成26年4月以降の児童扶養手当・特別児童扶養手当の額が改定されます

改正政令により、平成26年4月以降の手当額が改定されます。

【児童扶養手当 改定後】

児童の数	支給内容	
1人	月額41,020円	
	所得に応じて、月額9,680円～41,010円	
2人	上記に5,000円加算	(現行通り)
3人以上	児童が一人増すごとに3,000円加算	(現行通り)

【特別児童扶養手当 改定後】

1級障害児童1人につき：月額49,900円

2級障害児童1人につき：月額33,230円

この改正に伴う手続きは、不要です。

問合せ先 弓削総合支所 TEL 77-2503
 岩城総合支所 TEL 75-2500
 生名総合支所 TEL 76-3000
 魚島総合支所 TEL 78-0011

瀬戸内しまのわ2014

しまのわ"まるごと"

しまフェスタin三津浜・道後

三津浜では島の海産物を集めたグルメ市場などを開催。大型帆船「日本丸」や自衛隊艦隊も来航。道後では、旅館・ホテルが瀬戸内の食材を使った「しまのわ 道後朝飯」を発表・提供します。

○日時 4月19日(土)～20日(日)

○場所 松山市三津浜港周辺、道後地区など

○問合せ先 中予地方局商工観光室
 TEL 089-909-8760



平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方へ

70歳の誕生月の翌月※から医療費の窓口負担が2割になります

(※ただし、各月1日が誕生日の方はその月から2割になります)

・70歳から74歳の方の窓口負担は法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするために2割負担に見直されることとなりました。

【対象者】 平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方
 (誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

【2割となる時期】 70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)から
 (例) 平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。

【ご注意】 一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方へ

窓口負担は1割のまま変わりません

(※平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、3割から1割になります)

・平成26年4月以降も、引き続き特例措置の対象になります。

【対象者】 平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方
 (誕生日が昭和19年4月1日までの方)

【ご注意】 一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、この上限額も変わりません。

(※平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、69歳までと比べて上限額が下がります。)

【問合せ先】 弓削総合支所 住民課 TEL 77-2503

後期高齢者医療保険料が変わります

後期高齢者医療制度では、医療給付費に見合う保険料収入を確保し、健全な運営を維持するため、2年に1度保険料の見直しを行っています。

医療給付費は、高齢化の進展や医療の高度化などにより、年々増加しています。

愛媛県後期高齢者医療広域連合では、被保険者の保険料負担をできる限り軽減するため、愛媛県財政安定化基金を最大限活用することとした上で、平成26・27年度の保険料を改定しました。

・平成26・27年度保険料（1人当り年額）

年度 \ 項目	均等割 (1人当り)	所得割率 (前年所得)	限度額
平成26・27年度	45,231円	9.05%	570,000円
平成24・25年度	44,194円	8.72%	550,000円

問合せ先

愛媛県後期高齢者医療広域連合
弓削総合支所 住民課

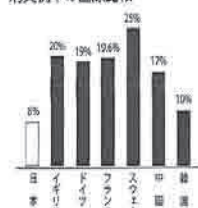
TEL 089-911-7733
TEL 0897-77-2503



4月から
8%

**あなたの医療・
年金・介護・
子育て**を守るため、
**消費税のご負担を
お願いします。**

消費税率の国際比較



※アメリカでは、州・郡・市により
小売売上税が課税されています。

今回の消費税率引き上げ分は全て
医療・年金などにあてられます。



固定資産（土地・家屋） 縦覧帳簿の縦覧について

固定資産税における縦覧制度は、納税者が自己の所有する土地や家屋の評価額が、他人の評価額と比較して適正かどうかを確認していただくための制度です。

土地や家屋を所有されている人は、資産の状況、評価額などをお確かめください。

■縦覧期間

4月1日(火)～4月30日(水)
午前8時30分～午後5時15分
(※土・日・祝日を除く)

■縦覧場所

各総合支所 税務担当課の窓口

■縦覧範囲

- 土地価格等縦覧帳簿（所在・地番・地目・地積・価格を記載）
- 家屋価格等縦覧帳簿（所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格を記載）

■縦覧できる方

土地・家屋の固定資産税の納税義務者、またはその代理人。なお、土地の納税義務者は土地の、家屋の納税義務者は家屋の、両資産の納税義務者は土地・家屋両方の縦覧帳簿をご覧いただけます。

***縦覧には必ず印鑑をお持ちください。**（代理人は、委任状が必要になります。）

■問合せ先

各総合支所 住民課

- 弓削総合支所 77-2503
- 岩城総合支所 75-2500
- 生名総合支所 76-3000
- 魚島総合支所 78-0011

後納制度（国民年金保険料の納期限の延長）及び受給資格期間の短縮のお知らせ

国民年金は、20歳から60歳までの40年の間、国民年金保険料を納めていただくことで、満額の老齢基礎年金を受給することができる制度です。

しかし、この間に保険料を納められなかった場合や、被保険者としての届出を忘れたことにより国民年金の資格期間がない場合は、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうことがあり、このような事態を避けるために、平成24年10月1日から、国民年金保険料を納めることができる期間を過去2年から10年に延長する後納制度が始まりました。

この後納制度を利用すると、過去10年前までの納められなかった保険料を納めることができますようになります。（注1）

ただし、既に老齢基礎年金を受給している方や、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格をお持ちの方は、後納制度をご利用いただけませんので、ご注意ください。

なお、後納保険料を納付するためには、事前にお申し込みいただき、審査を行う必要があります。審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合がありますのでご注意ください。

また、平成27年10月からは、年金の受給資格期間がこれまでの25年（300月）から10年（120月）に短縮されることが予定されています。（注2）

これまで受給資格を満たさなかった方が年金を受給できる場合や、後納制度を利用することで受給できるようになる場合があります。

後納制度及び受給資格期間の短縮に関する詳しい内容は、下記「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問合せください。

なお、後納制度をご利用いただく際のご自身の年金記録は、ねんきんネット（<http://www.nenkin.go.jp>）でもご確認いただけます。

注1：後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間です。

また対象となる保険料は、申込月の10年前（24年11月の申込の場合14年11月分未納保険料）の保険料になります。

注2：受給資格期間の短縮は、消費税の引上げの実施に合わせ、平成27年10月から施行される予定です。

新成人のみなさんおめでとうございます 「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

収入等がなく保険料の支払いが困難な場合は、「学生納付特例制度」（学生のみ）、「若年者納付猶予制度」（30歳未満）などの保険料納付猶予制度があります。

★「学生納付特例制度」★

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

★「若年者納付猶予制度」★

学生でない30歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※どちらの制度も、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。しかし、収入を得られるようになり保険料の納付が可能となった時に「追納制度」をご利用いただければ、将来受け取る年金を増額することができます。

【問合せ先】各総合支所住民課または、今治年金事務所（電話0898-32-6141）までお問合せください。